

秋田市地域保健推進員活動事業補助金交付要綱

〔平成9年8月21日〕
秋田市保健所長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、地域保健推進員活動事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定め、もって地域保健推進員の自主的な健康づくり活動の推進に資することを目的とする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象は、次に掲げる健康づくり活動を行う地域保健推進員会ならびに地域保健推進員会を設置せずに地域保健推進員を連合町内会、地区市民憲章協議会および地区社会福祉協議会等（以下「連合町内会等」という。）で、地域保健推進員を市長に届け出たものとする。

- (1) 地域保健推進員の研修会および定例会の実施
- (2) 健康診査等の周知
- (3) 健康教室および健康相談の開催
- (4) 子育て支援活動
- (5) その他健康づくりに関する活動

2 新たに地域保健推進員会を設置し、又は連合町内会等が組織内に地域保健推進員を設置したときは、前項の規定による届出のあった日の属する年度の翌年度から補助の対象とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で交付するものとし、前条第1号に掲げる活動に対しては、年額5,000円以内を基準額として交付し、同条第2号から第5号までに掲げる活動に対しては、別表に定める額を上限として、加算する。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする地域保健推進員会の代表者又は連合町内会等の代表者は、秋田市地域保健推進員活動事業補助金申請書

(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 活動計画書

(2) 地域保健推進員活動歳入歳出予算書抄本

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査して、補助することを決定した場合には、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第6条 市長は、前条に規定する交付決定を行うときは、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

(1) 補助金を交付の目的以外に使用してはならないこと。

(2) 第4条第1号の活動計画書に基づき、補助対象活動を遂行すること。

(3) 第4条第1号の活動計画書に基づき補助対象事業を遂行することが困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(4) この要綱を遵守し、市長の指示に従うこと。

(補助金の交付決定の取消し)

第7条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 活動の休止又は中止により、事業の目的が達成できなくなったと認められるとき。

(2) 交付された補助金を当該事業の目的以外の目的に使用したとき。

(3) この要綱に基づく指示、命令等に従わないとき。

(4) 詐欺その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の請求および交付)

第8条 補助対象事業者は、第5条の通知があったときは、速やかに補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(実績報告書)

第9条 補助対象事業者は、事業の終了の日以後30日以内又は事業の終了の日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、当該事業の実績について秋田市地域保健推進員活動事業補助金実績報告書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 活動実績書
- (2) 地域保健推進員活動歳入歳出決算書抄本
- (3) 経費の支出に係る領収書の写し

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに補助対象事業の完了を確認し、その成果が補助金の交付決定の内容および交付条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定させるものとする。

2 市長は、補助対象事業の完了確認の結果、既に行った補助金の交付決定の額を変更する必要があると認めるときは、交付決定変更通知書(様式第5号)を交付決定者に送付し、補助金の額を確定させるものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、次に掲げる場合には、補助対象事業者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 第7条の規定により補助金の交付の決定を取り消したとき。
- (2) 前条第2項の規定により補助金の交付決定の額を変更したとき。

(補助金の経理等)

第12条 補助対象事業者は、補助金に係る経理について帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

(備付け書類およびその保存期間)

第13条 補助対象事業者は、この事業に関する書類を備え、前条の帳簿とともに補助事業の実績報告書を提出した日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(調査等)

第14条 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため必要があると

認めるときは、補助対象事業者に報告をさせ、又は帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年8月21日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症対策に伴う特例)

2 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の拡大防止のため、令和2年3月において、第2条第1項第3号に掲げる事業の実施を自粛した場合の別表の規定の適用については、当該自粛した事業は実施したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成11年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に補助金の交付決定がなされた事業の実績報告書に添付する書類については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月16日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

活動事業別 実施 補助金 回数 の加算額	(2) 健康診査等 の周知	(3) 健康教室 および健康 相談の開催	(4) 子育て支援 活動	(5) その他健康 づくりに 関する活動
15,000円以内	—	15回以上	15回以上	15回以上
10,000円以内	—	8～14回	8～14回	8～14回
5,000円以内	1回以上	1～7回	1～7回	1～7回

備考

この表において、活動事業別実施回数とは、補助金を交付する年度内に、第2条第2号から第5号までに定める活動を行った回数をいう。

第2条第1号に掲げる活動に対しては、年額5,000円以内を基準額として交付し、同条第2号から第5号までに掲げる活動に関しては、表に定める額を上限として加算し、予算の範囲内で交付する。